

北上市

第2期子ども・子育て支援事業計画

(素案ベース 12/27)

2020（令和2）年3月

岩手県 北上市

(あいさつ)

目 次

ページは調整中のため、
合致しません。

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置づけ	4
3 他計画との関係	4
4 計画期間	5
5 制度改正等のポイント	5
(1) 子ども・子育て支援法の改正	5
(2) 基本指針の改正に係る留意事項	6
(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正	6
6 計画の策定体制と住民意見の反映	7
7 県や近隣市町村との連携	7
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題	11
1 本市における人口と子ども人口の状況	11
(1) 人口と子ども人口等の推移	11
(2) 合計特殊出生率の推移	12
2 子育て世帯の状況	13
(1) 子育て世帯の推移	13
(2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者の状況	14
3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況	16
(1) 就業率の推移	16
(2) 母親の就労状況	18
(3) 育児休業制度利用の状況	23
4 子育て支援事業の利用状況	25
(1) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況	25
(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由	26
5 施策の進捗評価	28
6 本市における子育て支援に関する課題	

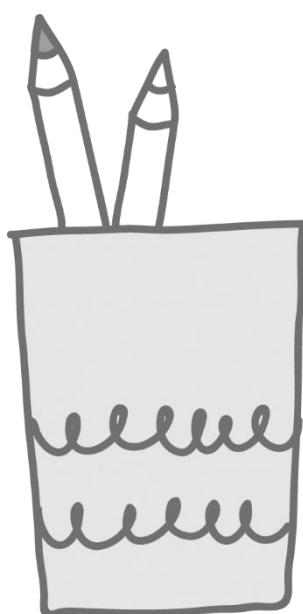
第3章 計画の基本的な考え方	35
1 計画の基本理念等	35
2 計画の基本目標	36
3 施策の体系図	39
第4章 子ども・子育て支援施策の展開	39
基本目標1 未就学期から就学期までの切れ目のない支援	41
基本方向1 教育・保育サービスの充実	41
基本方向2 放課後児童健全育成の充実	42
基本方向3 子育て支援サービスの充実	43
基本目標2 母子保健対策の充実	44
基本方向1 子どもや母親の健康の確保	44
基本方向2 食育の推進	45
基本方向3 小児医療の充実	46
基本目標3 子育てを支援する生活環境の整備	47
基本方向1 安心して外出できる環境の整備	47
基本方向2 地域・企業における子育て支援の推進	48
基本目標4 社会的支援を要する児童・家庭に対するきめ細かな対応	49
基本方向1 児童虐待防止対策の推進	49
基本方向2 ひとり親家庭等の自立支援の推進	50
基本方向3 障がいのある児童・家庭への支援	51
基本目標5 子どもの貧困対策の推進	52
基本方向1 教育の支援	52
基本方向2 生活の支援	53
基本方向3 経済的支援	54
基本方向4 就労の支援	55
第5章 子ども・子育て支援事業の展開	59
1 教育・保育事業等の提供区域	59
2 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計	61
(1) 推計の手順	61
(2) 子ども人口の推計	62
(3) 家庭類型（現在・潜在）別児童数の推計	63
3 教育・保育の量の見込み及び確保方策	64
(1) 施設型事業	64
(2) 地域型保育事業	68

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	74
(1) 相談支援事業	74
(2) 訪問系事業	76
(3) 通所系事業	78
(4) その他事業	82
5 総合的な子どもの放課後対策の推進	85
(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	85
第6章 計画の推進及び評価体制	91
1 計画の推進体制	91
2 計画の公表及び周知	91
3 計画の評価と進行管理	91
資料編	95
1 幼児教育・保育の無償化について	95
(1) 幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯	95
(2) 幼児教育・保育の無償化の趣旨	95
(3) 無償化の対象者・対象範囲等	96
2 北上市子ども・子育て会議	98
(1) 設置条例	98
(2) 委員名簿	99
(3) 会議の開催日と審議内容	100

◆年号記載方法について
和暦のみに統一する予定ですが、素案では未調整です。

第1章

計画策定にあたって





第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

北上市（以降「本市」という。）は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成16年度に策定した「北上市次世代育成支援対策地域行動計画『北上っ子すぐすくプラン』」において、子育て支援の充実とともに、子どもや母親の健康の確保など市民が安心して子どもを生み育てられるまちづくりを推進してきました。平成22年度に改訂した後期計画では、社会情勢のさらなる変化や、より多様化する市民ニーズにも対応できるよう前期計画を評価・検討し、必要な見直しを行い、取り組んできました。

一方、国は、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定しました。

そこで、本市は、平成27年度より5か年計画で、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な需要を含めた利用希望を把握した上で、市内における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期等を盛り込んだ「北上市子ども・子育て支援事業計画」（以降、「第1期計画」という。）を策定し、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指して、行政や関係機関、地域が連携して、子育てに安全・安心な環境のまちづくりを推進してきました。

その後、平成28年5月には「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化や市町村及び児童相談所の体制の強化を図ること等が定められ、平成29年6月には待機児童の解消等を目指す「子育て安心プラン」が公表されました。令和元年5月には改正子ども・子育て支援法が成立し、10月からの幼児教育・保育の無償化が決定、6月には改正子どもの貧困対策推進法が成立し、子どもの貧困対策に関する計画策定を市区町村にも広げ、子どもとその家庭への支援を強化するなど、国における子ども・子育て支援に係る制度の拡充等が行われてきています。

これを受け本市では、第1期計画の施策・事業の進捗評価等を行うとともに、「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」に準じ、平成31年1月に実施した利用者のアンケート結果を踏まえながら、子ども・子育て支援に係る利用ニーズを含めた利用希望等を見直しました。その上で保育の受け皿の拡大や保育の質の確保などの提供体制の充実を盛り込んだ「第2期北上市子ども・子育て支援事業計画」（以降「本計画」という。）を策定しました。

本計画では、「幼児教育・保育の無償化」等の少子化対策を確実に実施できるよう、次世代育成支援推進法による関連する諸制度の施策と連携しながら、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもに対し、「子どもの最善の利益」を実現できる事業展開を図り、身近な地域において質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に推進し実施することとします。



2 計画の位置づけ

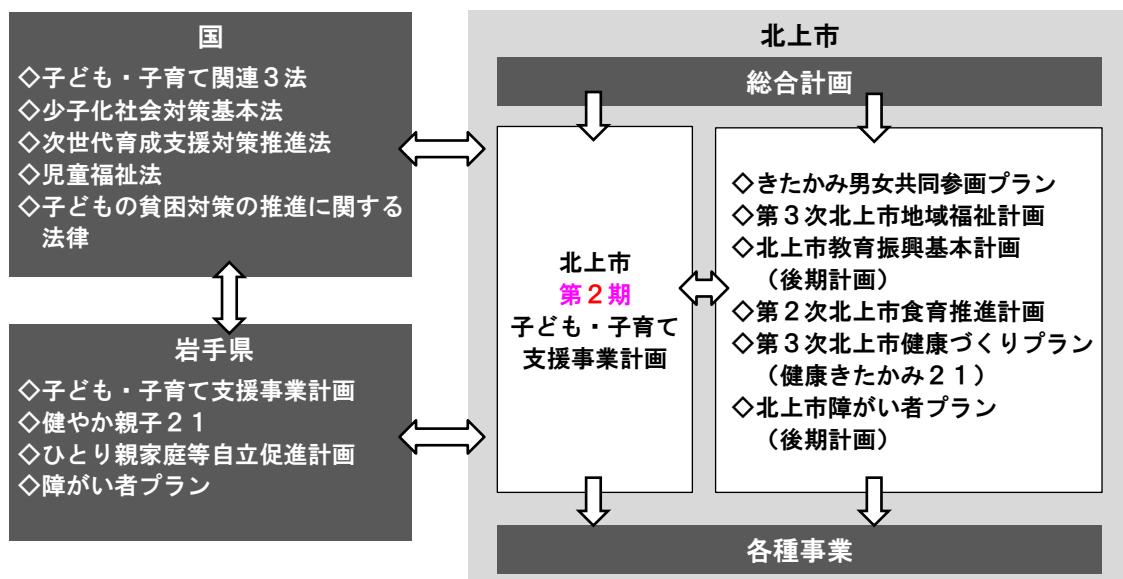
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

また、2014（平成26）年4月に改正次世代育成支援対策推進法が成立し法の有効期限が10年間延長されたため、法に基づく市町村行動計画として位置づけるとともに、平成26年1月に施行された子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条の市町村における子どもの貧困対策についての計画として位置づけ、これまで本市が取り組んできた次世代育成支援行動計画を踏まえて、子ども・子育て支援に係る様々な分野の施策を重点施策として位置づけ、これらを総合的・一体的に進めるため、既存計画との整合性を図って推進していきます。

3 他計画との関係

本計画の策定にあたっては、関連する分野の取組を総合的・計画的に推進していくため、上位計画である「北上市総合計画」のもと、「きたかみ男女共同参画プラン」「第3次北上市地域福祉計画」「北上市教育振興基本計画（後期計画）」「第2次北上市食育推進計画」「第3次北上市健康づくりプラン」「北上市障がい者プラン（後期計画）」との整合性を図りました。

■ 他計画との連携

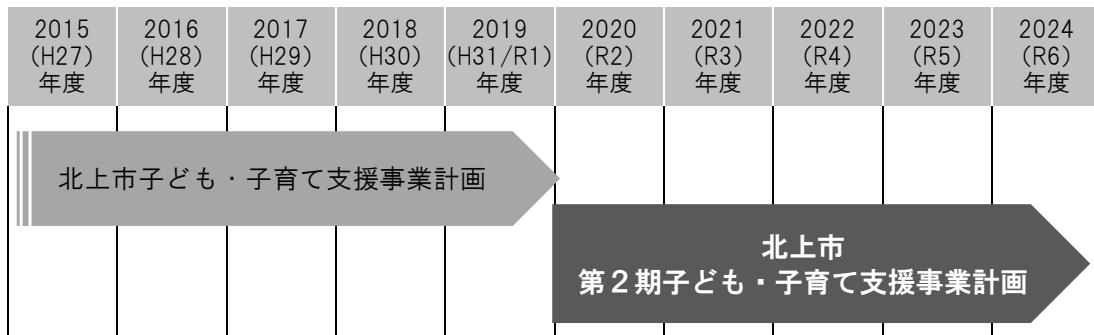




4 計画期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に基づき2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とし、2019（令和元）年度に策定しました。

■ 計画期間



5 制度改正等のポイント

（1）子ども・子育て支援法の改正

2018（平成30）年4月1日施行の「子ども・子育て支援法一部改正」により、保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講じました。

2019（令和元）年5月10日には「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が成立したことにより、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育・保育等を行う施設等の利用に関する給付制度の創設等の措置を講じることとなりました。

① 幼児教育・保育の無償化

2019（令和元）年10月より、3歳から5歳までのすべての子どもに加えて0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもに対して、幼稚園・保育所・認定こども園や認可外施設においても標準的な費用の無償化を実施すること。

② 放課後児童クラブの受け皿拡大

女性の就業率の上昇等による共働き家庭の「小1の壁」「待機児童」解消を目指した新たな目標に向け、放課後児童クラブのさらなる受け皿拡大などの事業整備を行うとともに、子どもの自主性、社会性のより一層の向上を図りながら子どもの健全な育成を目的とする放課後児童クラブの役割を徹底すること。

③ 広域調整の促進による待機児童の解消

待機児童の解消に向けた対策として、市町村間で利用者を広域調整するために都道府



県が協議会の設置のまとめ役となり、関係する市町村や保育事業者が参加しながら広域での待機児童解消を目指すこと。

(2) 基本指針の改正に係る留意事項

制度の施行状況や関連施策の動向を反映させるため、以下の4点が追加されました。

① 幼児教育アドバイザーの配置・確保

幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。

② 幼稚園や保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望への対応

幼稚園の利用希望または保育を必要とする幼児の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は適切に量を見込み、確保の内容についても公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。

③ 外国につながる幼児への支援・配慮

国際化の進展に伴って外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。

④ 地域子ども・子育て支援事業の見込量等

- ・子育て短期支援事業の量の見込みは、ニーズ調査の結果に加え、市町村における児童虐待相談等から、本事業の活用が想定される数を算出し、量の見込みに加えるなど適切な補正を行うこと。
- ・利用者支援事業の見込みは、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや、子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意すること。
- ・放課後児童健全育成事業の見込みは、可能な限り学年ごとに量の見込みを算出すること。

(3) 児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的な改正

2016（平成28）年6月の改正によって、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策強化を図るため、母子健康包括支援センターの設置、市町村や児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等を講じることとなりました。また、2018（平成30）年7月に示された「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、全ての子どもが地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指すことになりました。



(4) 子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正

国では、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」を制定、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していくことができる社会の実現を目指し、必要な環境整備と教育の機会均等を図るなど子どもの貧困対策の総合的な推進を掲げております。

令和元年6月の子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正により、市町村における計画策定が努力義務化されました。

6 計画の策定体制と住民意見の反映

本計画の策定体制にあたっては、「第1期計画」策定時と同様に、地域の関係者や一般公募から選ばれた市民等の委員で構成される「北上市子ども・子育て会議」において、計画策定に対する意見を求め、審議結果を計画に反映しました。府内においては、「第2期北上市子ども・子育て支援事業計画策定検討委員会」を組織し、検討を行いました。

また、本市の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、2019（平成31）年1月に子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行いました。その調査結果から得られた子育ての現状や今後の子育て支援に係る意向等を、新たなサービスの目標事業量等の設定や子育て支援施策推進の検討資料として活用しました。

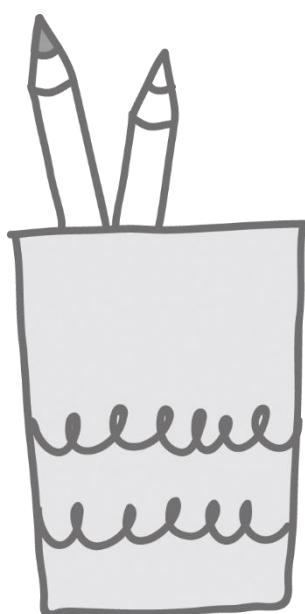
計画書最終案ができた段階においてパブリックコメントを行い、市民から得られた意見等を精査しながら、必要に応じて会議で協議・考察した上で、計画に反映しました。

7 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策にあたっては、市民の必要なニーズ量が確保できるよう、府内の関係部署が県や近隣市町村と協議・調整を行いながら、相互に連携を図りました。

第2章

子ども・子育て支援の 現状と課題

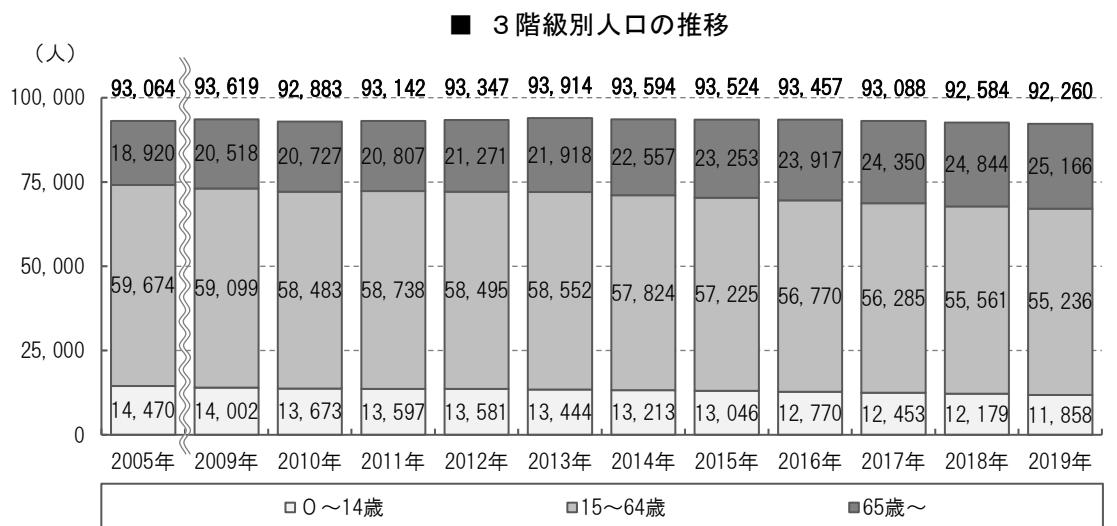


第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 本市における人口と子ども人口の状況

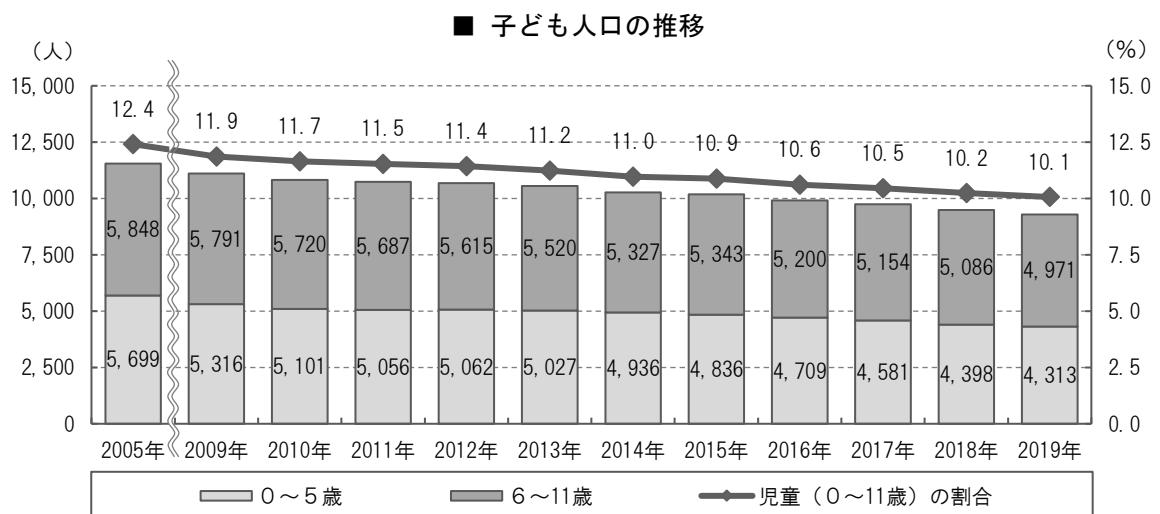
(1) 人口と子ども人口等の推移

本市の人口は2013（平成25）年をピークに減少し続けています。3階級別人口をみると、2005（平成17）年以降老年人口（65歳以上）は増加し、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）はともに減少傾向となっています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

2005（平成17）年以降、総人口に対する児童（0～11歳）の割合は減少し続け、2019（平成31）年には10.1%となり、2005（平成17）年から2.3ポイント低くなっています。

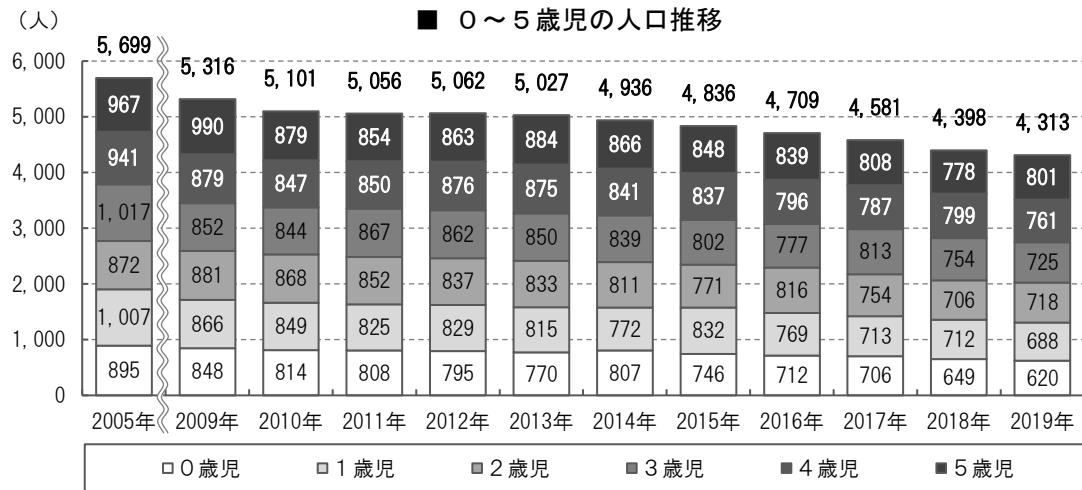


※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合

資料：住民基本台帳（各年3月31日）



さらに就学前児童（0～5歳）の1歳ごとの人口推移をみると、2009（平成21）年から2019（平成31）年にかけていずれの年齢も100人を超えて減少し、全体では1,003人（18.9%）減少しています。

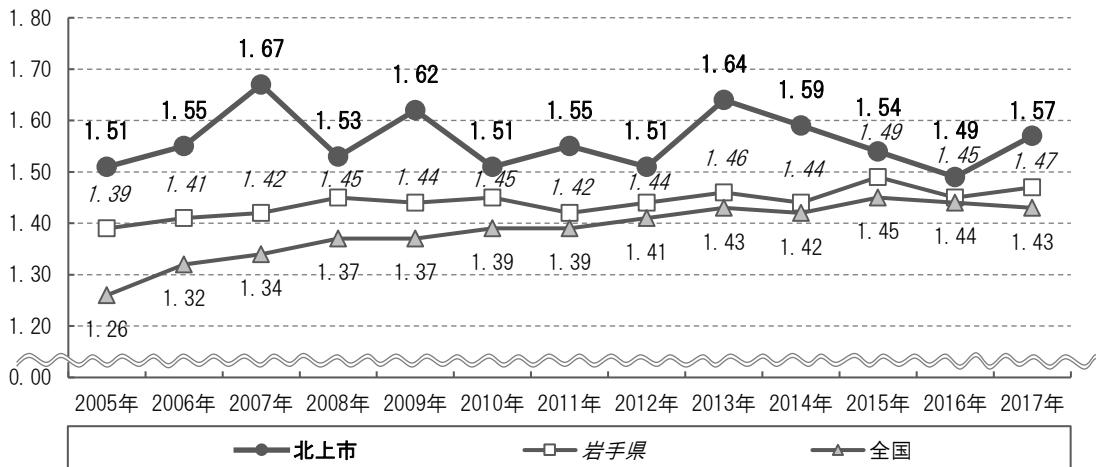


資料:住民基本台帳(各年3月31日)

(2) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、2005（平成7年）以降、大きく変動しながらも全国・県を上回り1.4～1.6台で推移し、2017（平成29）年には1.57となっています。

■ 合計特殊出生率の推移

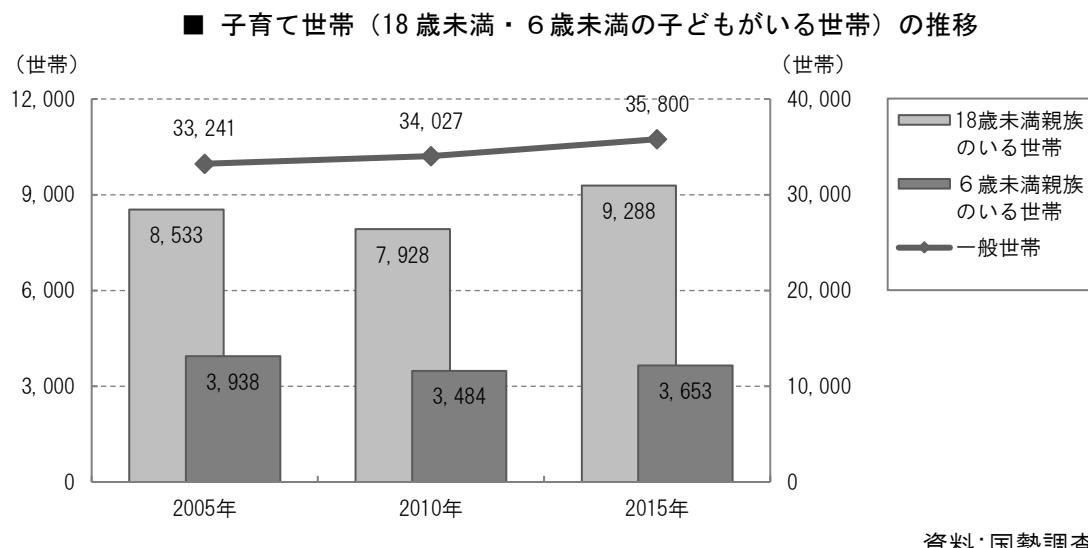


資料:厚労省 人口動態保健所・市区町村別統計

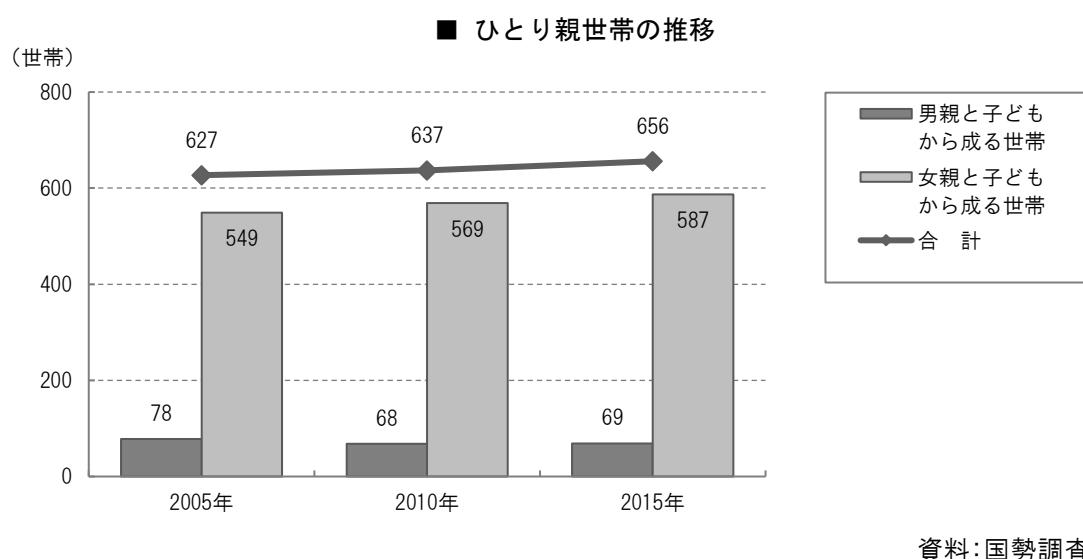
2 子育て世帯の状況

(1) 子育て世帯の推移

2005（平成17）年から2015（平成27）年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯は増加、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯はともに2010（平成22）年に減少したものの2015（平成27）年には増加しています。



ひとり親世帯の推移をみると、男親から成る世帯は2010（平成22）年に減少し横ばい状態、女親と子どもから成る世帯は増加しています。





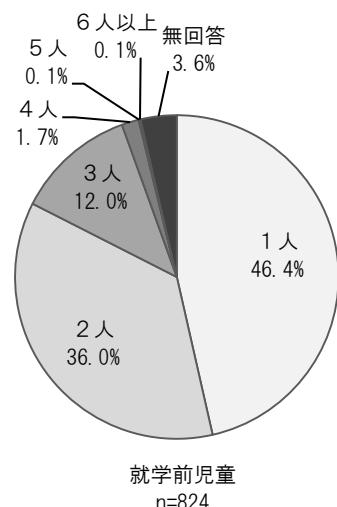
(2) 子育て世帯の子どもの人数と主な保育者の状況

調査結果から子育て世帯の子どもの人数をみると、就学前児童の世帯では「2人」、「1人」、「3人」の順、小学生の世帯では「2人」、「3人」、「1人」の順となり、「2人」以上の世帯の割合は、就学前児童で59.7%、小学生で75.6%と小学生の世帯が15.9ポイント高くなっています。

前回調査（H25）と比較すると、子ども「3人」以上の世帯の割合は、就学前児童の世帯で5.9ポイント、小学生の世帯で6.2ポイント高くなっていることから、多子世帯が増えている傾向にあります。

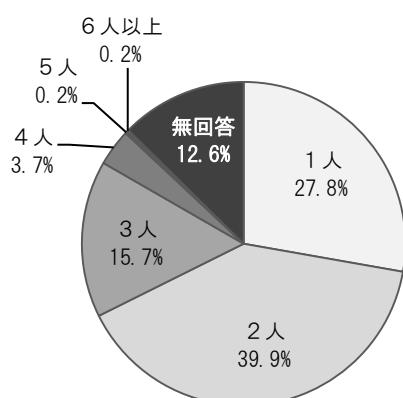
■ 子育て世帯の子ども人数

《H25 調査（就学前児童）》



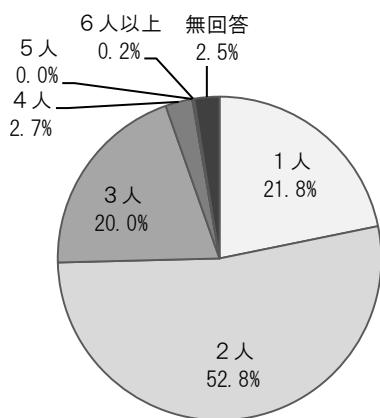
就学前児童
n=824

《H30 調査（就学前児童）》



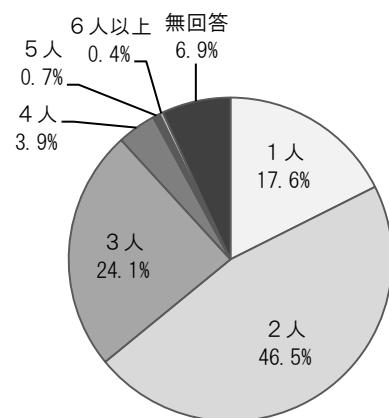
就学前児童
n=983

《H25 調査（小学生）》



小学生
n=445

《H30 調査（小学生）》



小学生
n=568

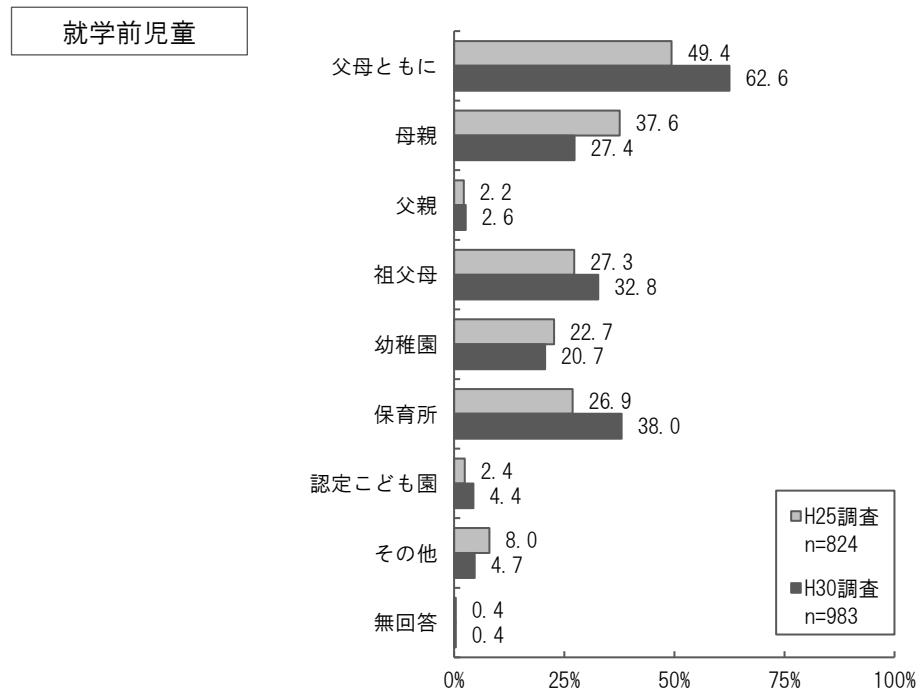
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

就学前児童の世帯で日常的に子育てに関わっている方（施設含む）をみると「父母とともに」(62.6%)の割合が最も高く、次いで「保育所」(38.0%)、「祖父母」(32.8%)となっています。

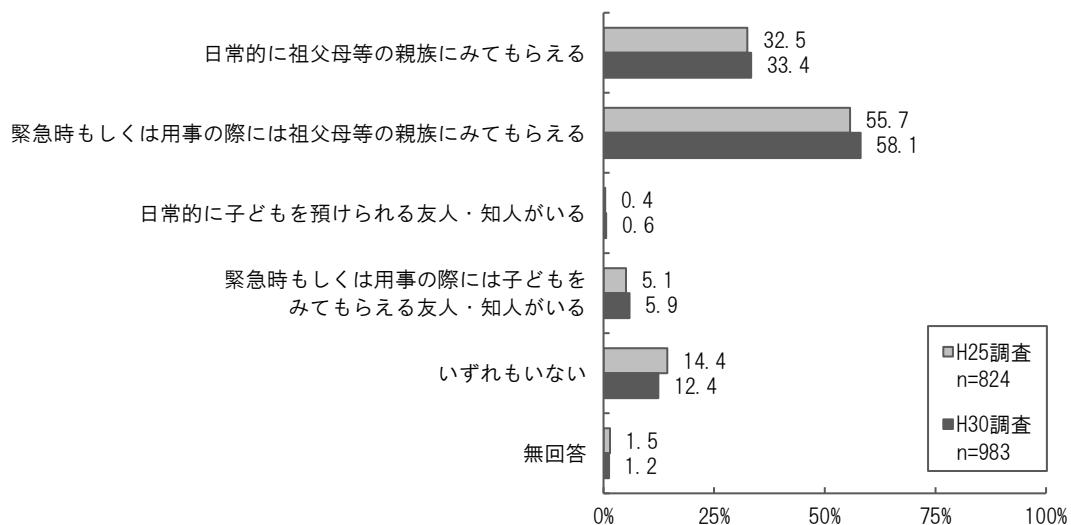
前回調査（H25）と比較すると、「父母とともに」で13.2ポイント、「保育所」で11.1ポイント高くなっています。

また、主な親族等協力者が「いずれもいない」と回答した割合は、前回調査（H25）の14.4%から今回調査（H30）は12.4%と2.0ポイント低くなっています。

■ 日常的に子育てに関わっている方（施設含む）



■ 子育てに関する親族・知人等協力者



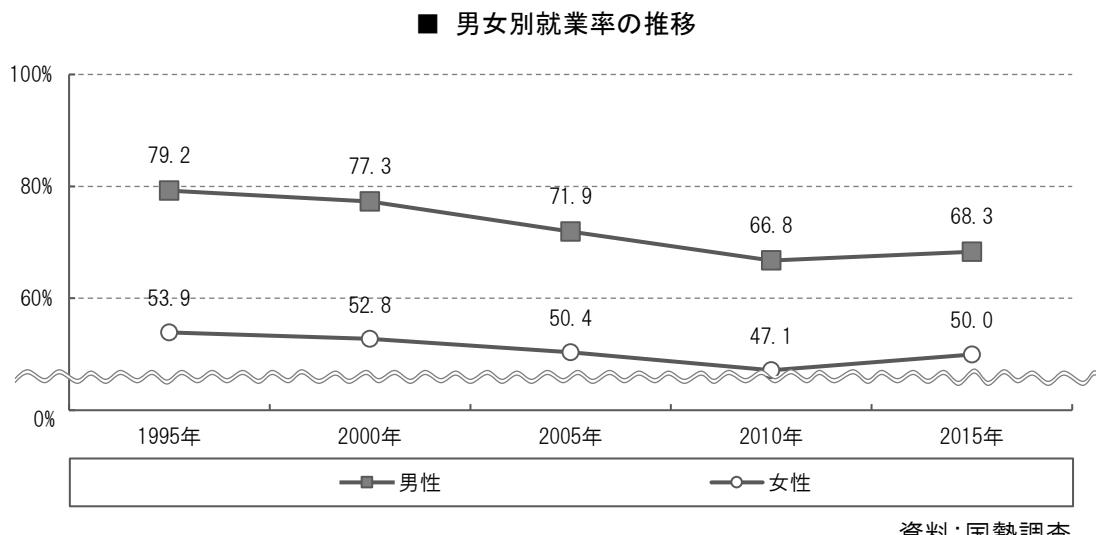
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



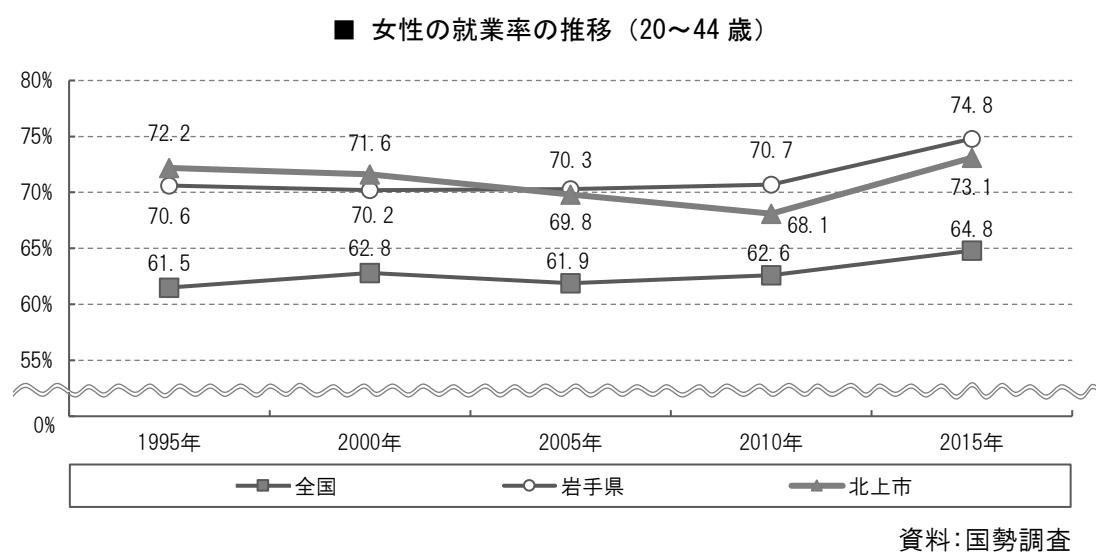
3 保護者の就労・育児休業制度利用の状況

(1) 就業率の推移

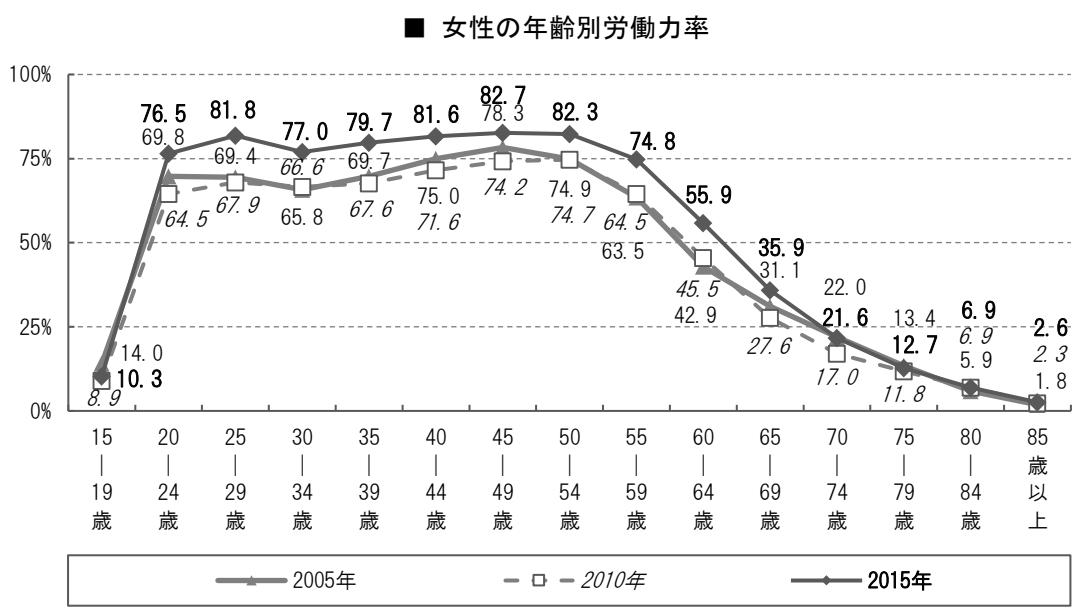
本市の15歳以上の就業率をみると、1995（平成7）年から2010（平成22）年にかけて男女ともに低下していましたが、2015（平成27）年には増加に転じています。



本市の女性の就業率の推移（20～44歳）をみると、2010（平成22）年に68.1%まで低下しましたが、その後上昇に転じ、2015（平成27）年には73.1%となっています。



女性の年齢別労働率をみると、結婚前と子どもの育児（子育て）期間終了後に上昇するM字カーブは緩やかになってきており、2015（平成27）年は通常低くなる30～44歳でも8割前後と高くなっています。





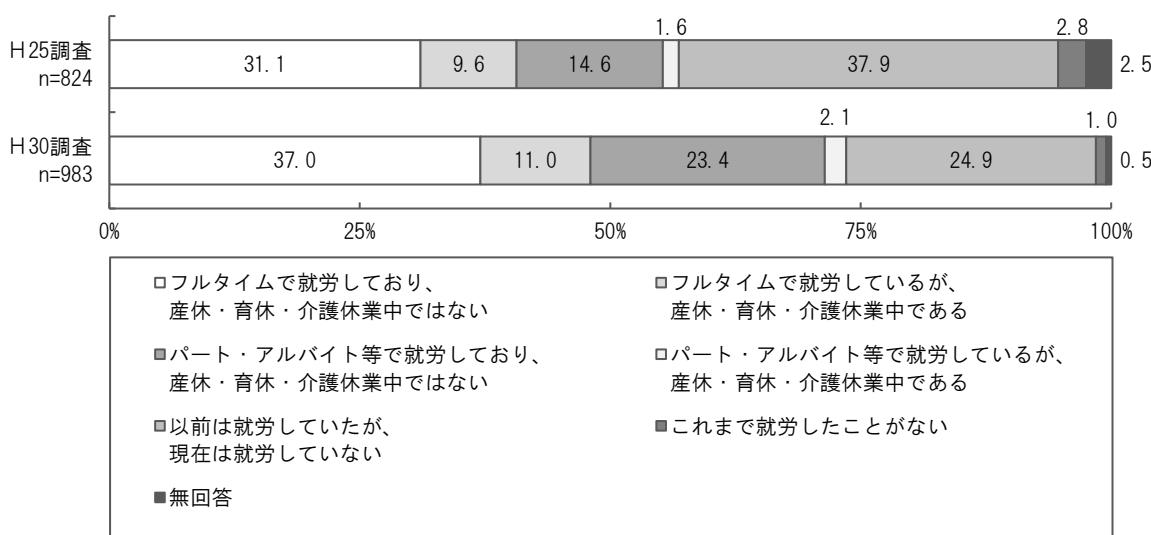
(2) 母親の就労状況

母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」「パート・アルバイト等で就労している」を合わせた現在就労している方は、就学前児童で73.5%、小学生で81.0%となっています。そのうち産休・育休・介護休業を取得中の方は、就学前児童で13.1%、小学生では0.9%となっています。

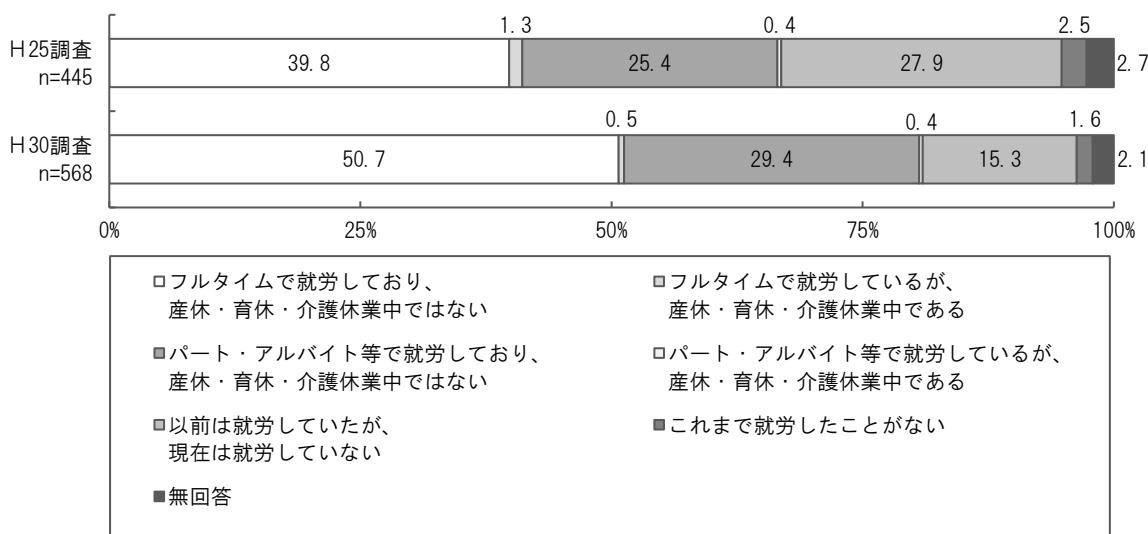
前回調査（H25）と比較すると、就労している母親の割合は就学前児童で16.6ポイント、小学生で14.1ポイント高くなっています。

■ 母親の就労状況

就学前児童



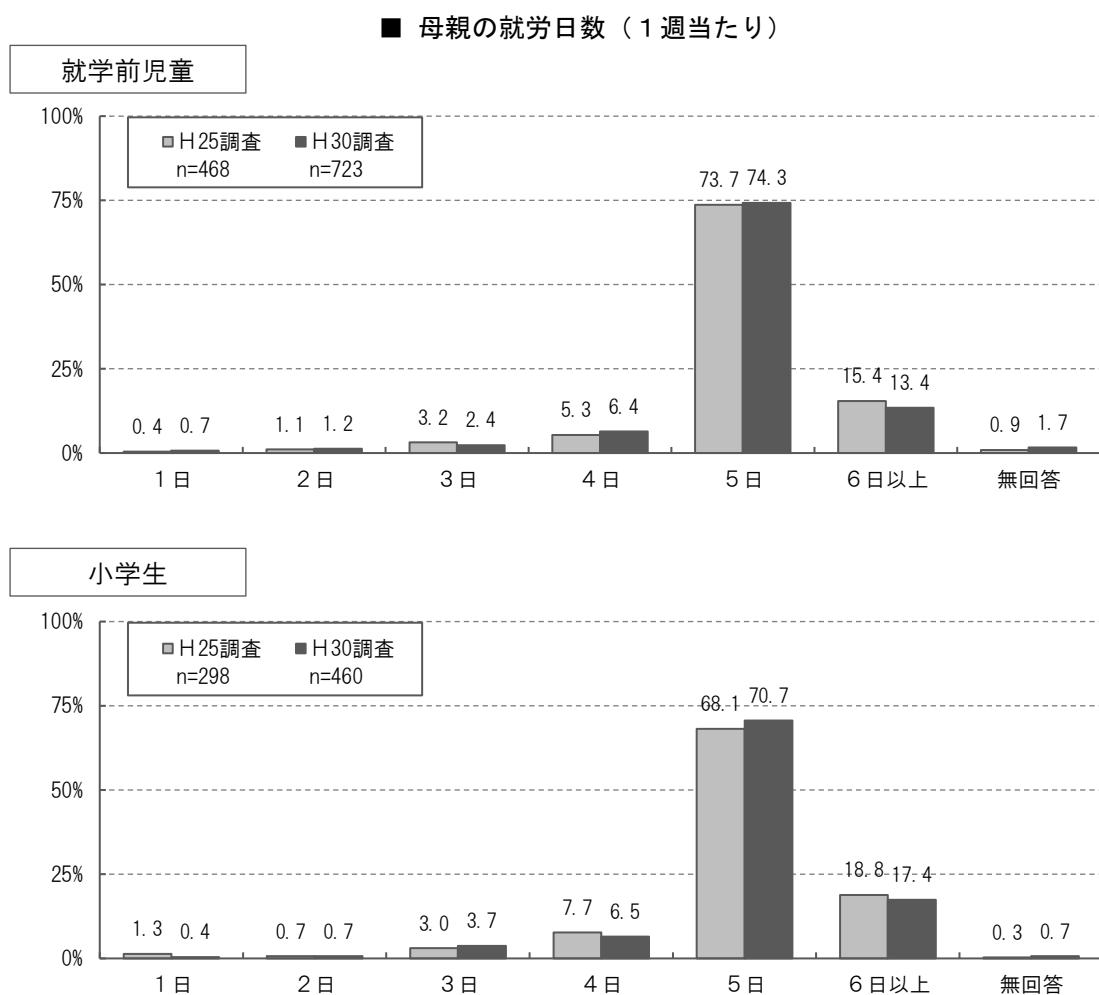
小学生



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の1週当たりの就労日数をみると、就学前児童・小学生ともに「5日」(74.3%・70.7%)の割合が最も高くなっています。

前回調査(H25)と比較すると、週に「5日」働いている母親の割合は就学前児童で0.6ポイント、小学生で2.6ポイント高くなっています。



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

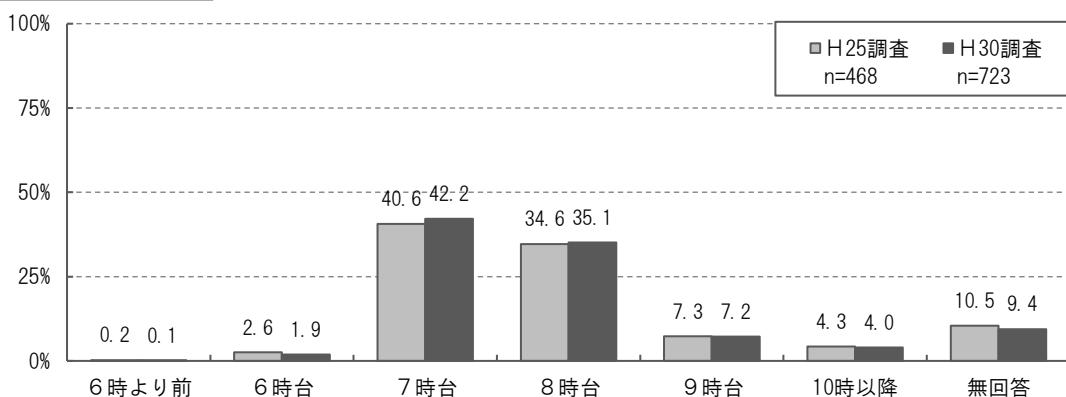


母親の出勤時間は、就学前児童では「7時台」（42.2%）、「8時台」（35.1%）の順、小学生では「7時台」（38.7%）、僅差で「8時台」（38.5%）の順となっています。

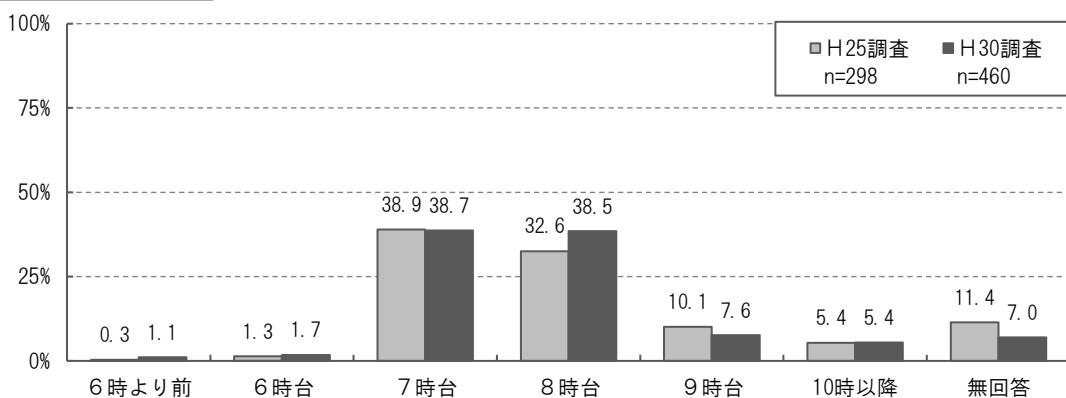
前回調査（H25）と比較すると、就学前児童では大きな変化はなく、小学生では「8時台」に出勤する母親の割合がやや高くなっています。

■ 母親の出勤時間

就学前児童



小学生

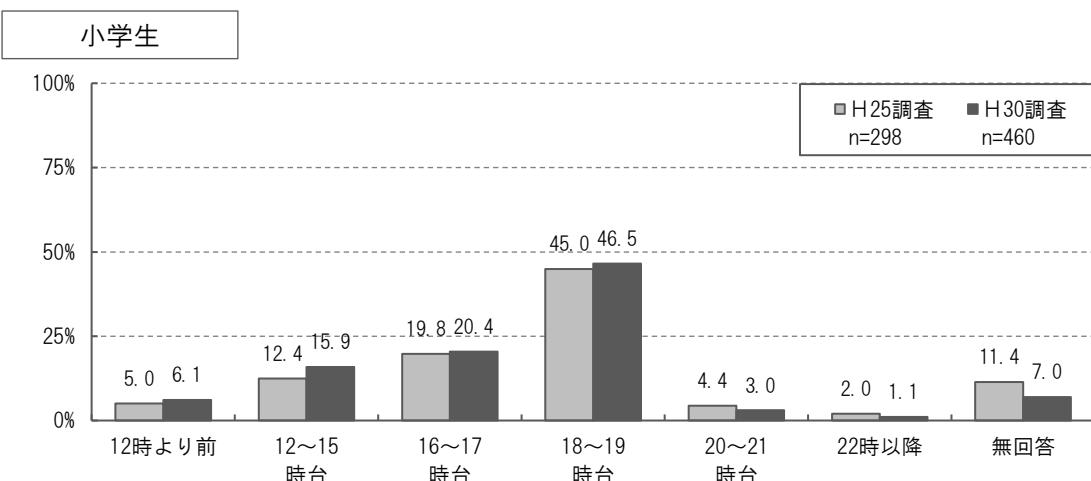
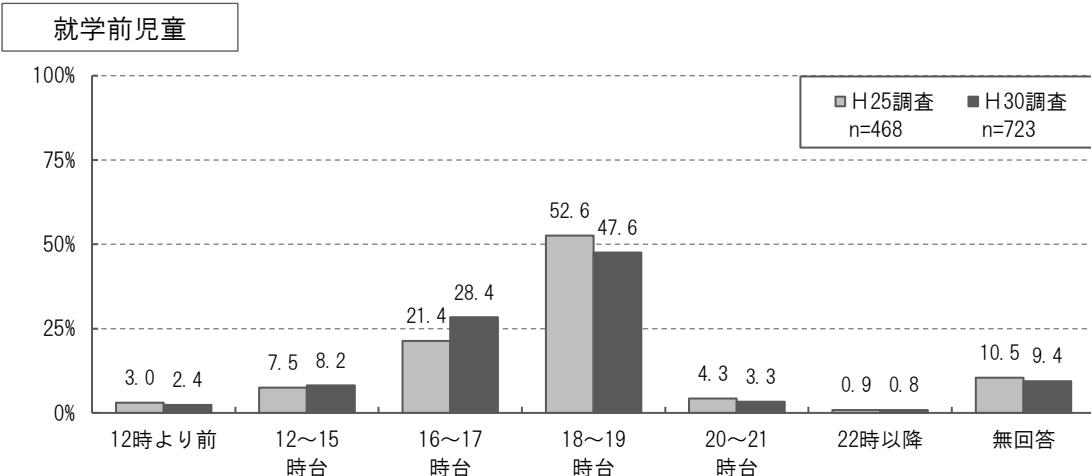


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

母親の帰宅時間は、就学前児童・小学生ともに「18～19時台」(47.6%・46.5%)の割合が最も高くなっています。

前回調査(H25)と比較すると、就学前児童では「18時以降」の割合は低くなり、一方、「17時台まで」の割合は高い傾向にあります。また、小学生では大きな変化はありません。

■ 母親の帰宅時間



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

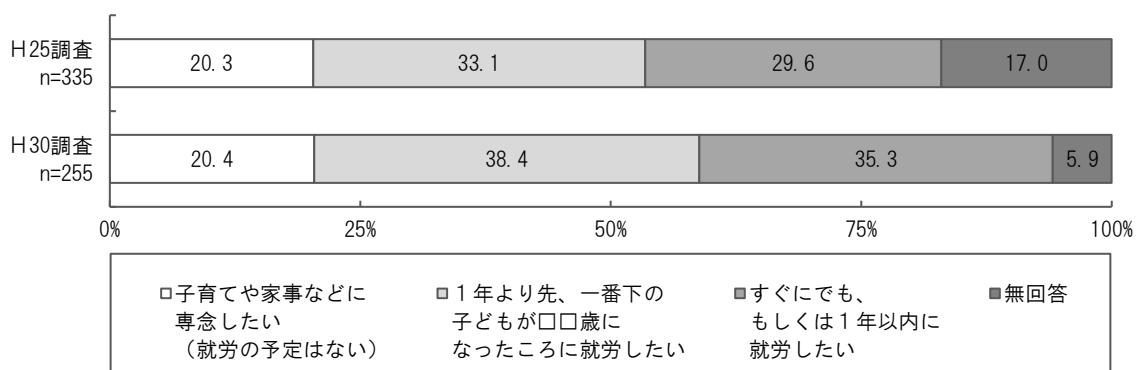


現在就労していない母親の今後の就労意向をみると、就学前児童では「1年より先、一番下の子どもが口々歳になった頃に就労したい」（38.4%）、小学生では「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」「すぐにでも、もしくは1年内に就労したい」（各36.5%）の割合が最も高くなっています。

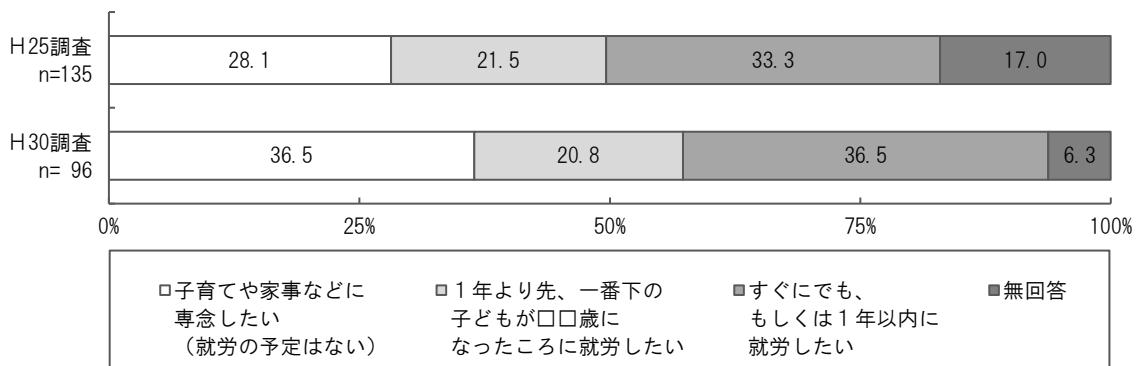
前回調査（H25）と比較すると、「すぐにでも、もしくは1年内に就労したい」母親の割合は就学前児童では5.7ポイント、小学生では3.2ポイント高くなっています。また、小学生では「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」母親の割合も8.4ポイント高くなっています。

■ 就労していない母親の今後の就労意向

就学前児童



小学生



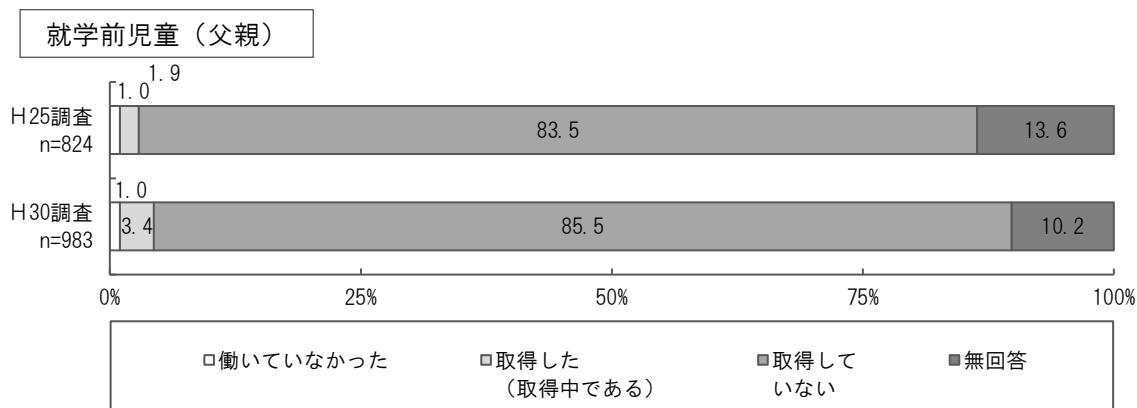
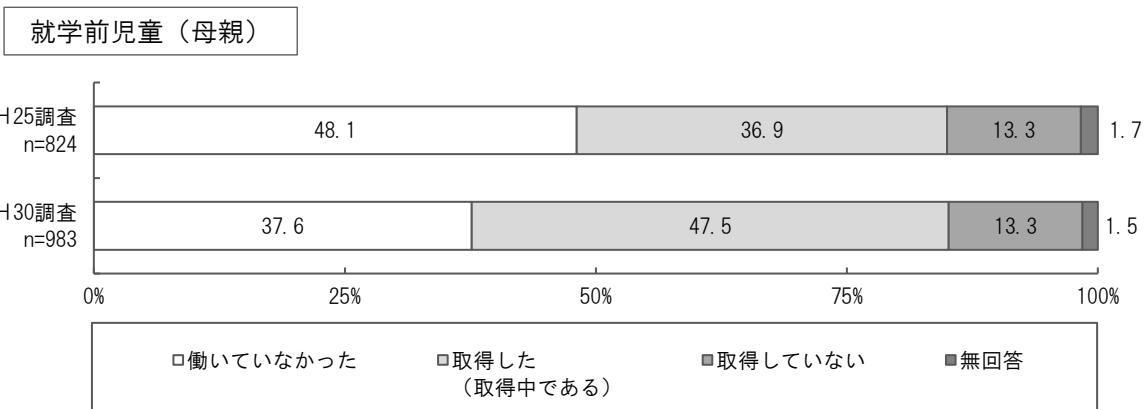
資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

(3) 育児休業制度利用の状況

育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」母親は47.5%、父親は3.4%となっています。

前回調査（H25）と比較すると、「取得した（取得中である）」母親は10.6ポイント、父親は1.5ポイント高くなっています。

■ 育児休業制度の利用状況



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

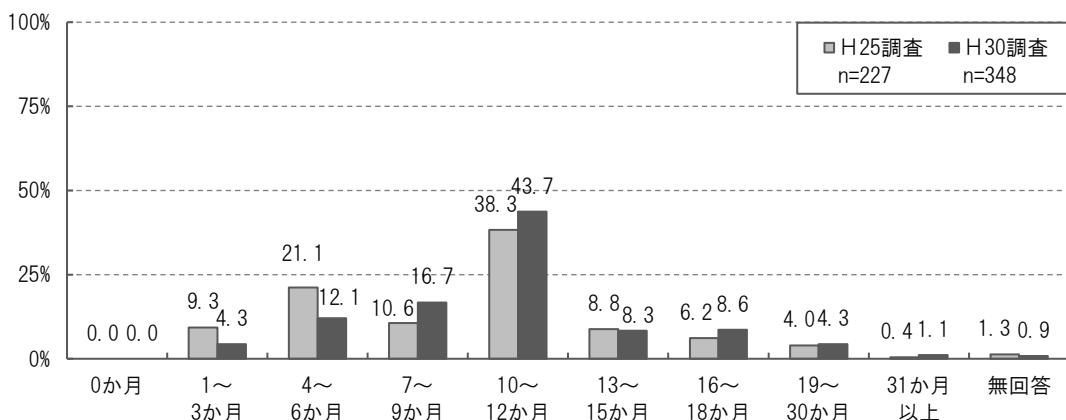


母親が育児休業から復帰したときの子どもの実際の月齢をみると、生後「10～12か月」（43.7%）の割合が最も高く、次いで「7～9か月」（16.7%）となっています。

前回調査（H25）と比較すると、「1～6か月」では前回の割合を下回るもの、「7～12か月」では上回っていることから、育児休業の取得期間が長くなっている現状がうかがえます。

■ 育児休業から復帰したときの子どもの実際の月齢

就学前児童（母親）

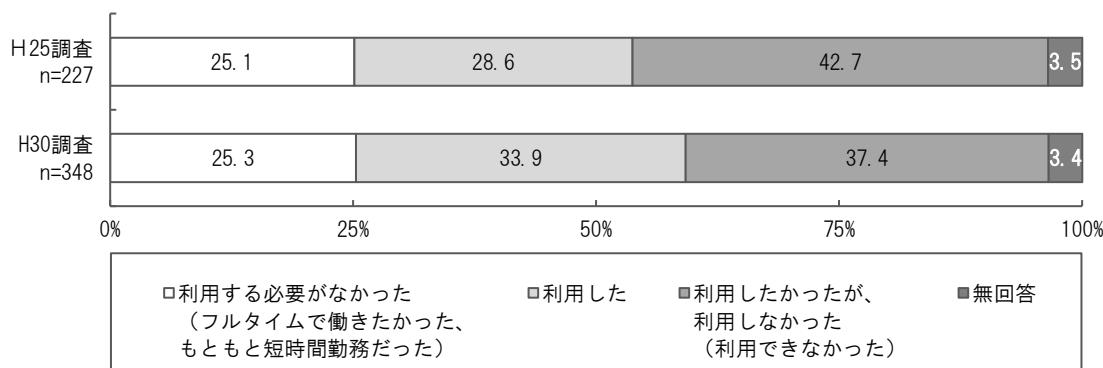


資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況をみると、「利用した」母親は33.9%となり、前回調査（H25）と比較すると、5.3ポイント高くなっています。

■ 職場復帰時における短時間勤務制度の利用状況

就学前児童（母親）



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

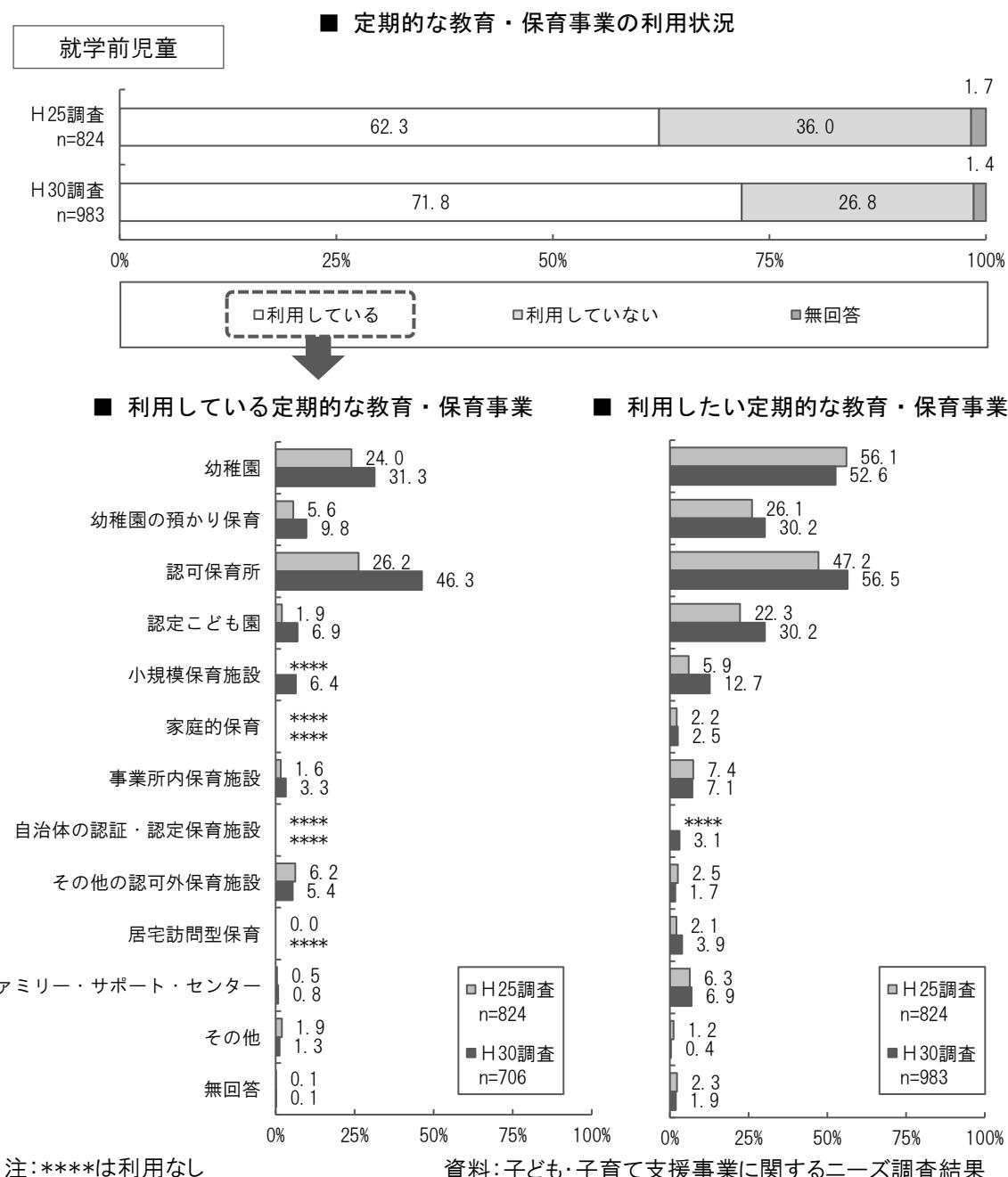
4 子育て支援事業の利用状況

(1) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的な教育・保育事業を「利用している」就学前児童は71.8%となっています。

利用している教育・保育事業は、「認可保育所」が46.3%、「幼稚園」が31.3%となっています。また、実際の利用と利用希望との差をみると、「認定こども園」では23.3ポイント、「幼稚園」では21.3ポイント、「幼稚園の預かり保育」では20.4ポイント利用希望が高くなっています。

前回調査（H25）と比較すると、定期的な教育・保育事業の利用割合は9.5ポイント高く、また、「認可保育所」を利用している割合が20.1ポイント高くなっています。



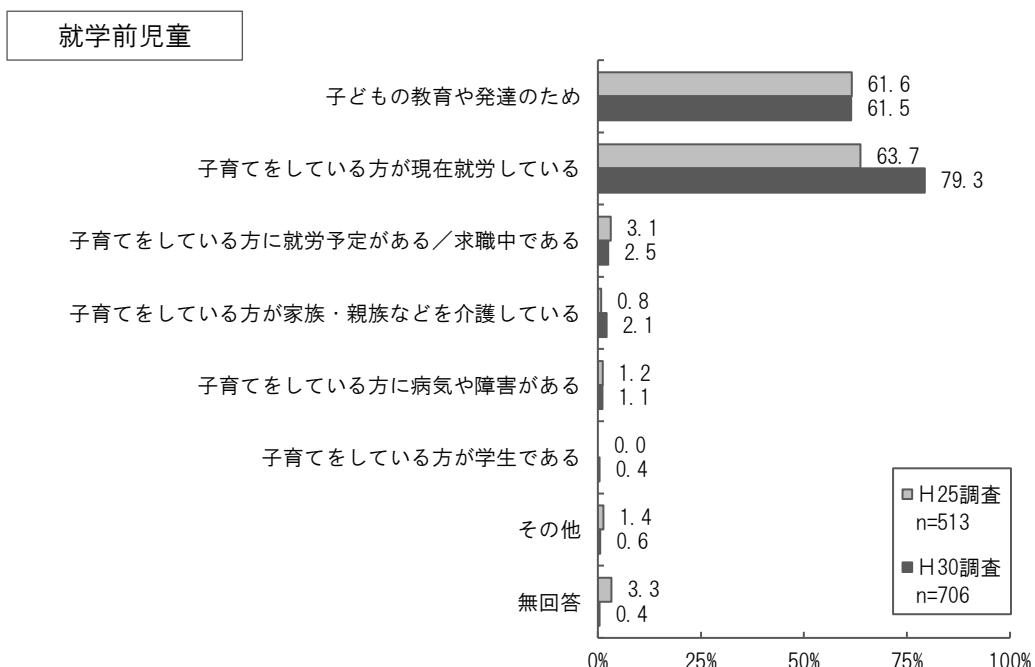


(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用理由と未利用理由

平日に教育・保育事業を利用している理由は、「子育てをしている方が現在就労している」(79.3%)の割合が最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」(61.5%)となっています。

前回調査(H25)と比較すると、「子育てをしている方が現在就労している」の割合が、15.6ポイント高くなっています。

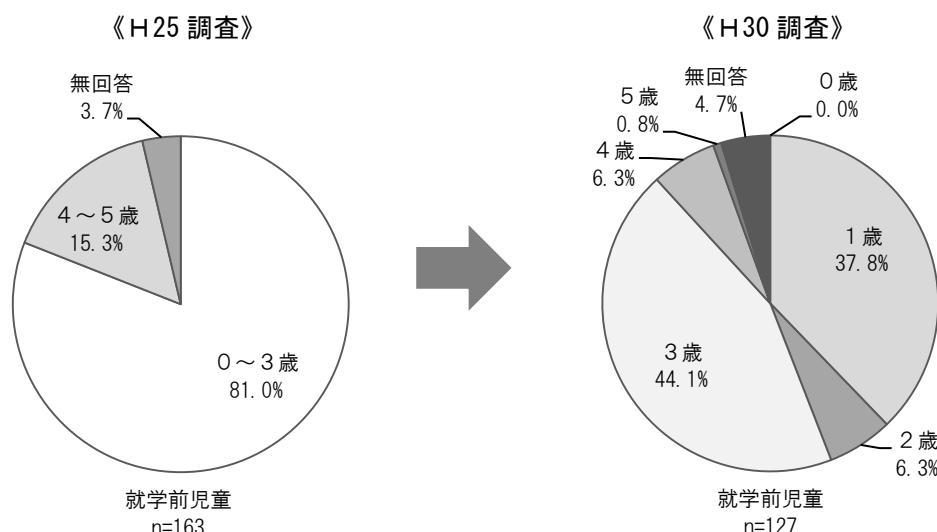
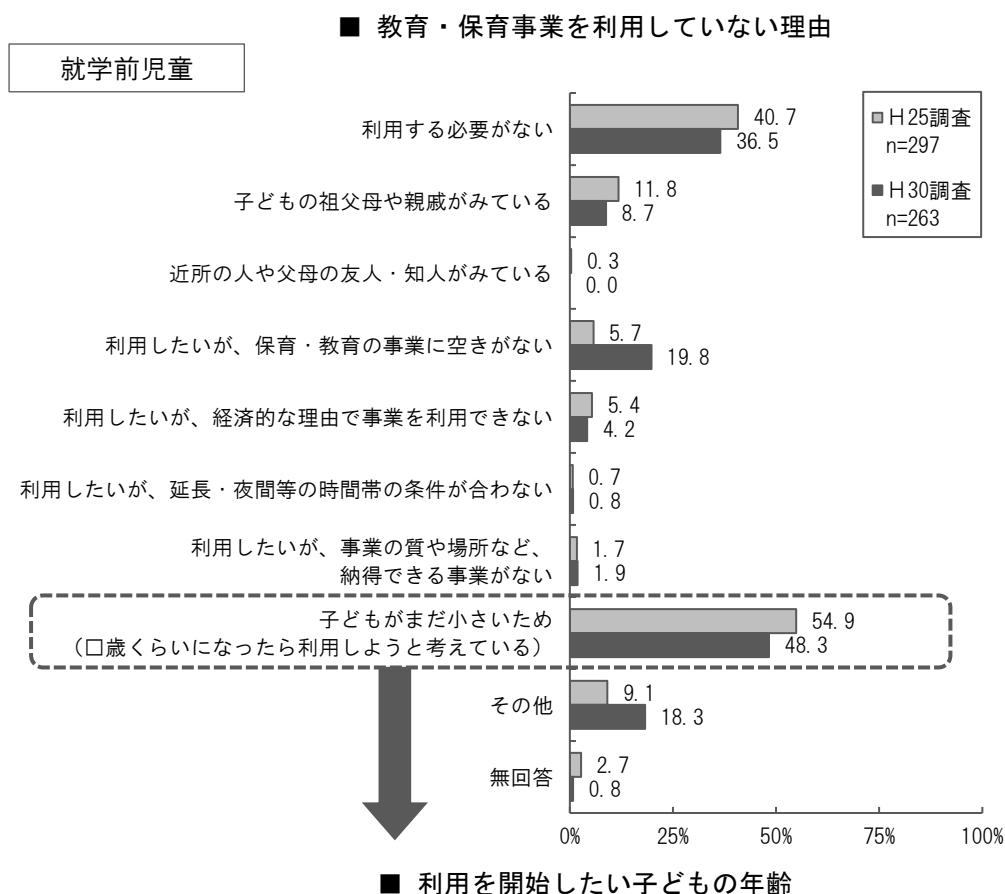
■ 平日に教育・保育事業を利用している理由



資料:子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果

利用していない理由は、「子どもがまだ小さいため（口歳くらいになつたら利用しようと考えている）」(48.3%)の割合が最も高く、次いで「利用する必要がない」(36.5%)となっています。また、「子どもがまだ小さいため」と回答した方のうち44.1%は「3歳」での利用を考えています。

前回調査（H25）と比較すると、「利用したいが、保育・教育の事業に空きがない」と回答した割合が14.1ポイント高くなっています



資料：子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査結果



5 施策の進捗評価

第1期計画は、4つの基本目標と67事業により構成され、その事業の進捗状況については、毎年度子ども・子育て会議において点検・評価を行っています。平成30年度までの実績と施策の評価は次のとおりです。

基本目標1 未就学期から就学期までの切れ目のない支援

基本方向1 教育・保育サービスの充実

○教育・保育の提供について

小規模保育事業所18か所と事業所内保育事業所1か所の地域型保育事業を認可開設し、0～2歳の保育の受け皿を拡大しました。一方、卒園児の受け皿整備が進まず、3歳の壁が発生しました。

保育士人材確保事業は、保育士復帰プロジェクトとして、潜在保育士の職場復帰のため、研修や施設見学を実施し17人復帰したほか、新規学卒者向けのPRを行いました。処遇改善のため、市単独の運営費補助金の交付を行い、保育士確保の一助となっています。しかしながら、施設の増加に対し保育士不足が解消されませんでした。

○多様な保育サービスの推進

生後2か月からの乳児保育について目標を超える10園が実施し、また、一時預かり事業、延長保育、休日保育の実施により保育サービスの充実が図られました。

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、子育て短期支援事業を実施し、一時的に預かり、必要な保護を行い、子どもの安心安全を確保するとともに、保護者の負担軽減等に寄与しました。

○教育・保育施設の配置及び整備

市立飯豊保育園の民営化及び認定こども園化により、定員の増加に加え、6か月児からの保育受入、一時保育（現在は幼稚園型）や病後児保育を実施しました。

市立横川目幼稚園及び市立横川目保育園の民営化に伴う施設整備計画及び市立黒沢尻幼稚園の移転新築計画を進め、保育環境の整備を進めました。

○教育・保育費用負担の軽減

ひとり親世帯や多子世帯等の保育料独自軽減に取り組んだ他、また、経済的に困難な状況にある児童生徒の保護者に対して、就学に必要な費用を支給する事業を実施しました。

基本方向2 放課後児童健全育成の充実

○放課後児童クラブの推進

全ての小学校区で放課後児童クラブが運営されています。

大規模クラブが適正規模に分割されたため、目標を上回るクラブ数となりました。

また学童保育所3か所の施設整備を実施し環境整備が図られました。

○地域連携による健全育成の推進

放課後子ども教室事業の実施地区において関係団体や各種委員等のボランティアに

による支援が定着し、子どもの居場所づくりを行いました。

基本方向3 子育て支援サービスの充実

○ファミリー・サポート・センター事業の推進

ファミリー・サポート・センター事業及び、産後サポート事業を、1か所で事業を実施し、育児の援助を必要とする人や出産直後のお母さんや乳児を介助する人がいない家庭への支援を行いました。

○地域子育て支援拠点事業の推進

4か所の地域子育て支援センターで利用者の様々なニーズや子育ての相談に対応しました。

○子育てサービスの情報提供

子育て支援コンシェルジュを1人配置し、子育て家庭の様々なニーズへの相談対応を行いました。

【今後の課題】

女性就業率の高まり等により保育需要が増加し、待機児童が解消されていないため、保育所、認定こども園や学童保育所の施設整備が必要です。

保育士不足が課題であり、保育士確保対策の更なる推進が必要となっています。あわせて保育の質の向上も求められています。

基本目標2 母子保健対策の充実

基本方向1 子どもや母親の健康の確保

○妊婦健康診査の推進

妊婦検診一般健康診査事業を実施し、母体の健康管理のためはもとより、ケース支援のための医療機関との情報共有等連携にも有効に活用された。

平成29年度に妊婦歯科健康診査の自己負担金を無料化し、受診率が一時的に向上したものの、平成25年度と同様な実績であり、成果を上げるまでには至りませんでした。

○乳幼児健康診査の推進

乳幼児の集団検査や個別検査を実施し、子どもの健康状態の把握とともに、経過観察の必要なケースの医療機関との情報共有等連携にも有効に活用しました。

○家庭における育児サポートの推進

地域の民生委員が乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供や親と子の心身の状況及び養育環境の把握を行う事業については、子育て家庭と地域をつなぐ役割を果たしました。

また、養育を支援することが必要と認めらる保護者や出産前から支援を行うことが必要と認められる妊婦に対して訪問し、相談・指導・助言等を行う事業については、支援ケースの複雑さもあり、困難ケースの対応に追われ支援延べ件数が増加しました。

育児講座事業は、概ね順調に開催され、事業内容や開催時期を工夫し、参加人数も増加傾向となりました。



発達相談事業については、子どもの特性に扱いにくさを感じている親の相談の場として需要が高くなっています。

○予防接種事業及びむし歯予防の推進

予防接種事業、乳幼児歯科保健事業とも5年間で受診率が8.4ポイント、3歳6か月でむし歯のない子の割合が4.9ポイントそれぞれ上昇し着実に成果を上げました。

基本方向2 食育の推進

○発育段階に応じた食育の推進

幼稚園や保育園の保護者等を対象に食育講座を実施し、発育段階に応じた様々な「食」をテーマにした講座により、親子での健全な食生活の実践の啓発を行いました。

○家庭と地域における食育の推進

また、地域での親と子の料理教室を実施し、食文化の継承を通じた地域交流をはかり、子どもの健やかな心と身体の発達を促し地域とのかかわりを深めることができました。

基本方向3 小児医療の充実

○小児医療体制の情報提供

市広報のほか関係機関の協力のもと、夜間や休日の小児医療の情報提供を行いました。

○医療費負担の軽減

未熟児養育医療や子ども・妊娠婦の医療費助成の実施により、安心して医療を受けられる環境を促進しました。

医療費助成については、2016（平成28）年8月から乳幼児と妊娠婦の現物給付を行うとともに、対象を小学校3年生から小学校6年生までへと拡大しました。2018（平成30年）8月からはさらに高校3年生までへと拡大するとともに、子どもの自己負担を大人の半額に引き下げるなど、制度の利便性は年々向上しました。

【今後の課題】

親族や地域の支援を受けることが困難で、支援が必要な家庭が増えており、また、家庭の状況が複雑化しており、関係機関と連携した妊娠から乳幼児までの切れ目ない支援体制の充実が必要となっています。

医療費助成では、市町村間での格差が生じ、所得制限の撤廃等さらなる医療費負担の軽減が求められています。

基本目標3 子育てを支援する生活環境の整備

基本方向1 安心して外出できる環境の整備

○子育て世代に配慮した環境の整備

外出時におむつ替えや授乳ができる施設を「きたかみ赤ちゃんの駅 ほっぺ」として32か所登録し、子連れで出かけやすい環境整備を実施したものの、周知不足により、登録が進みませんでした。

通学路点検等により、通学路の歩道のカラー化、標識設置を行い、通学路の整備を進めました。

基本方向2 地域・企業における子育て支援の推進

○ワーク・ライフ・バランスの啓発

条例の制定、講座の開催により性別にかかわらず家事育児に参画する意識が浸透しつつあります。

北上市男女共同参画環境づくり事業の広報を通じたワークライフバランスの啓発により、従業員の子育てと仕事の両立を図るために策定する「一般事業主行動計画」を策定した企業が約30件増加しました。

○育児と仕事の両立の支援

事業所内保育所の設置が4か所増加し、地域・企業における子育て支援の推進が図られていきました。

【今後の課題】

性別や就業の有無にかかわらず家事や育児に参画できる環境、また、仕事と家庭を両立するため父親の育児休業取得率の向上や子の看護のための休暇取得、短時間勤務等の利用など、労働環境の整備等が必要となっています。

基本目標4 社会的支援を要する児童・家庭に対するきめ細やかな対応

基本方向1 児童虐待防止対策の推進

○児童虐待防止ネットワークの充実

平成30年4月に当市において保護責任者遺棄致死事件を検証し、再発防止に向け、業務改善計画を作成し、マニュアルに基づくケース対応、要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携を強化しました。また、社会福祉士を配置したほか、家庭児童相談員による相談・訪問・見守りについても、複雑多様化する相談に対応するため、関係課との連携を密にすることにより、連携を図りました。

また、保育施設等の訪問や、研修会の開催により、連携の強化、児童虐待の未然防止を図りました。

基本方向2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

○ひとり親家庭等の自立支援の充実

ひとり親家庭の父母が就職するための教育訓練給付や資格取得のための助成等を実施し、スキルアップや修業中の支援により自立を図りました。

○ひとり親家庭等への経済的支援の充実

児童扶養手当給付事業は世帯数が減少していますが、1世帯当たりの支給金額は増えています。ひとり親家庭医療費給付事業は2019年（平成30）年8月から子どもの自己負担額を大人の半分に引き下げたことにより、制度の利便性が上がり、ひとり親世帯の経済的支援が図られました。

基本方向3 障がいのある児童・家庭への支援

○療育を必要とする子どもへの支援及び保護者の支援

児童発達支援、放課後等デイサービスほか、相談、支援等のサービスの利用者も増加し、サービス事業者も増加しています。



こども療育センターの各種事業により、相談支援の充実が図られました。

○幼稚園・保育所等における障がい児受け入れの推進

保育士の加配等により、市内全ての保育園、幼稚園、認定こども園で障がい児の受入が可能となっており、きめ細やかな教育・保育が実施されました。

○就学に向けた相談体制の充実

教育・就学相談事業により、就学予定の家庭の悩み・不安の解消につながっているほか、相談支援ファイルの活用により乳幼児から学校卒業まで一貫した教育的支援を実施しました。

【今後の課題】

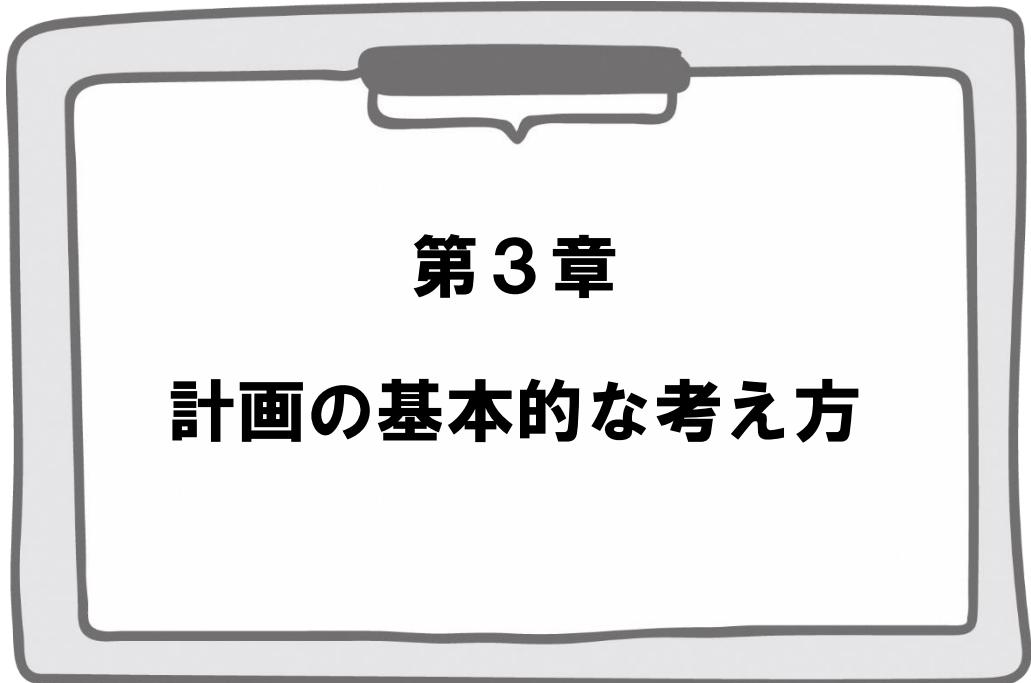
児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応、複雑・多様化するケースに対応するため、支援体制の強化が必要となっています。

ひとり親の貧困率がそれ以外の家庭よりも高いため、更なる支援が必要となっています。

子どもの将来がその生まれ育った環境により左右されたり、困窮が世代を超えて連鎖したりすることのないよう、子どもの貧困対策の推進が必要となっています。

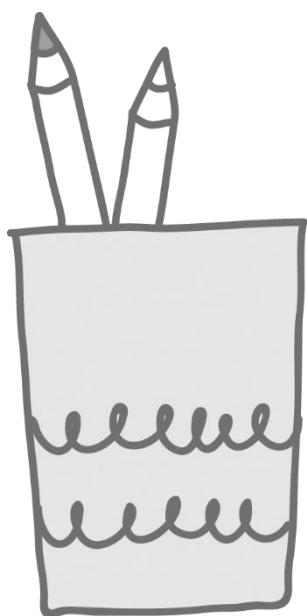
■ 第1期計画における施策の進捗評価

施策名	事業数	目標達成	推進できた	未実施
計画全体	67	46	16	5
基本目標1 未就学期から就学期までの切れ目のない支援	24	14	8	2
(1)教育・保育サービスの充実	16	8	7	1
(2)放課後児童健全育成の充実	3	2	1	0
(3)子育て支援サービスの充実	5	4	0	1
基本目標2 母子保健対策の充実	16	10	6	0
(1)子どもや母親の健康の確保	10	5	5	0
(2)食育の推進	2	2	0	0
(3)小児医療の充実	4	3	1	0
基本目標3 子育てを支援する生活環境の整備	9	5	1	3
(1)安心して外出できる環境の整備	3	1	1	1
(2)地域・企業における子育て支援の推進	6	4	0	2
基本目標4 社会的支援を要する児童・家庭に対するきめ細かな対応	18	17	1	0
(1)児童虐待防止対策の推進	2	2	0	0
(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進	4	3	1	0
(2)障がいのある児童・家庭への支援	12	12	0	0



第3章

計画の基本的な考え方





第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念等

「北上市総合計画」では、北上市の将来像を実現していくため、6つの政策の基本目標を設定し、その中で「子育てと医療・福祉の充実した明るく健やかなまちづくり」を目標に掲げています。

第1期計画はこの目標を踏まえて、「北上市次世代育成支援対策地域行動計画『北上っ子すぐすくプラン』」（後期計画）を踏襲しながら、基本理念を次のとおり定めていました。

子育て家庭から笑い声があふれるまち きたかみ

本市の子育て支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ子育てに伴う喜びが実感されるよう様々な施策を展開してきました。

また、第一期計画では、「北上市次世代育成支援対策地域行動計画」の取り組みを踏まえ、子育てと仕事を両立できる環境を整え、若い世代が子どもを欲しいと願い、その希望が叶えられ家庭に温かい笑い声があふれるまちづくりを目指してきました。複雑な事情をかかえる世帯が増え、関係機関の密接に連携した子育て支援体制が必要となっています。本計画の策定にあたり、第1期計画の基本理念を継承し、さらにすべての子どもが健やかに成長できるよう、子育て家庭へのきめ細やかな支援の充実を図り、切れ目ない子育て支援の施策を推進します。



2 計画の基本的視点

基本理念の実現に向けて施策を総合的に推進していくため、基本的視点を次のとおりとします。

《基本的視点》

○希望する多様な教育・保育を受けられる環境づくり

① 幼児期の保育の視点

幼児期における多様な教育や保育について、充実したサービス提供に向けた取組を進めるとともに、待機児童の解消を図っていきます。

② 就学期の保育の視点

小学校入学後においても保育が必要な児童に対し、十分なサービスを提供できるよう引き続き放課後児童クラブの充実に努めます。

○安心して子どもを産み育てられる環境づくり

① 子育て支援サービスの質の視点

核家族化や社会環境の変化等により子育て支援のニーズは多様化しています。利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組を進めます。

② 親となることへの不安解消の視点

初めて親になる過程においては、出産に対する不安や育児に対する不安がつきものです。そんな不安を少しでも解消できるよう講座の開催や支援体制の充実に努めます。

③ 乳幼児の健全な成長のための視点

乳幼児が健やかに成長できるよう健診や医療体制の充実、地域における見守り活動を行っていきます。

④ 子育て世帯へ切れ目ない支援の視点

様々な事業を抱える子育て世帯の支援にむけ、関係機関と連携し、妊娠婦から子育て世帯まで、継続した支援を行うため、相談、支援体制の充実に努めます。

○仕事と子育てを両立できる環境づくり

① 仕事と子育ての調和の視点

安心して仕事ができるよう保育環境の整備を進めるとともに、就労支援の充実にも努めます。



② 子育てに理解のある環境づくりの視点

仕事と育児を両立しやすい職場環境についての啓発に努めるとともに、事業所内保育所の設置等について事業者と連携していきます。

○支援が必要な子どもと家庭を応援する環境づくり

① 障がいのある子への支援の視点

障がい児保育の充実を図るとともに、相談体制の充実を図っていきます。

② ひとり親家庭への支援の視点

経済的な支援を行っていくとともに、自立に向けた支援についても継続していきます。

○子どもが自分の将来を自ら選択できる環境づくり

① 教育を受ける機会の保障のための視点

家庭の経済状況等によって将来の進路が左右されることのないように、学習支援事業の充実や経済的負担の軽減を図っていきます。

② 心身ともに安定した生活を送るための視点

安定した生活を送るためには、経済面に加え、親子ともに健康で穏やかに過ごせることが大切です。様々な不安を少しでも解消できるよう、気軽に相談できる場の設置や居場所づくりを進めます。

③ 就労や公的な支援など経済的安定のための視点

経済的安定のため各種給付事業や補助事業の充実、また保護者の就労に向けた支援の充実に努めます。



3 計画の基本目標

基本理念を実現するための基本的視点から、次の施策の基本目標により施策の推進を図っていきます。

《基本目標》

基本目標1 未就学期から就学期までの切れ目のない支援

基本目標2 母子保健対策の充実

基本目標3 子育てを支援する生活環境の整備

基本目標4 社会的支援を要する児童・家庭に対するきめ細かな対応

基本目標5 子どもの貧困対策の推進



4 施策の体系図

